

沿岸漁業改善資金について

【制度の仕組み、目的】

- ・沿岸漁業従事者等が、自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式、漁ろうの安全の確保等のための施設等を導入するために、また青年漁業者等漁業を担うべき者の育成や経営の開始のために必要な資金を、県と国が無利子で融資を行います。
- ・また、単なる金融措置にとどまるものではなく、沿岸漁業従事者等に対し必要な普及指導を併せ行うことにより、沿岸漁業の経営の改善、生活の改善、青年漁業者等の養成確保等を促進しようとするものであり、水産業普及指導組織等による積極的な普及指導等が行われてはじめてこの制度の目的が達成可能となります。

※沿岸漁業とは以下の漁業をいいます。

- ①20トン未満の小型の漁船を使用して、または漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- ②漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業
- ③水産動植物の養殖の事業

【資金の内容】

(1) 経営等改善資金

近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保のための施設等の導入に必要な資金

(2) 生活改善資金

漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金

(3) 青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

※ 各資金ごとに、更に細分して、資金種類、貸付内容、貸付限度額、償還期限及び据置期間が設定されています。

【基金の金額】(令和5年(2023年)3月31日現在)

造成額 824,021,000円

(うち国費相当額 541,158,000円)